氏名（法人名）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙２－１）

中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金　申請チェックリスト

書類提出にあたり、以下の点を確認し、申請書類と一緒に提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必　要　書　類 | **チェック** | 確　認　内　容 |
| 申請書（第１号様式） | □ | ・代表者氏名欄に代表者印を押印すること |
| 補助事業計画書  （第２号様式） | □ | ・事業完了日は令和８年２月２７日までであること  ・省エネ設備は既存設備を更新するものであること |
| 収支予算書（第３号様式） | □ | ・（１）収入の合計と、（２）支出の補助対象事業費（税込）は同じ金額であること |
| 補助金等概要調書（第４号様式） | □ | ・太枠内のみ記入してあること |
| 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第５号様式） | □ | ・第１号様式と同じ代表者印を押印すること |
| 役員等氏名一覧表  （第６号様式） | □ | ・第１号様式と同じ代表者印を押印すること  ・生年月日、性別、住所等正確に記載すること  ・登記事項に記載のある役員全てが記載してあること |
| エネルギー使用量等計算書（別紙１） | □ | ・最下部の発熱量合計の値は、第２号様式の項目６（１）と同じ値であること |
| 登記事項証明書 | □ | ・証明書が原本であること  ・申請日より３か月以内に取得した証明書であること |
| 市税納税証明書 | □ | ・証明書が原本であること  ・申請日より３か月以内に取得した証明書であること  ・課税が無い場合は「未納の税額が無い証明書」を添付すること |
| 見積書の写し | □ | ・原則、補助対象事業費のみの金額・内容で作成してあること  ・「設計費」、「設備費」「工事費」「諸経費」の各内訳の記載があること |
| 設備の仕様等が分かる書類（カタログ等） | □ | ・メーカー、仕様、出力等の記載あるカタログ等を添付すること  ・トップランナー基準等に該当していることが確認できること |
| 設置予定場所の現況写真・配置予定図 | □ | ・更新の場合は更新前の設備の設置状況及び新設の場合は設置場所の周辺状況が確認できること  ・複数の設備がある場合は設置場所が確認できる配置図を添付すること。ＬＥＤなど数が多い場合は、対象機器に附番する等、写真と平面図等で更新する機器がわかるように工夫すること |
| 発電設備図面等 | （□）  該当する  場合のみ | 【太陽光発電設備・蓄電池を導入する場合】  ・電力の流れ等を示す図面（単線結線図、システム系統図、機器配置図）を添付すること |
| 地球温暖化対策計画書の写し | □ | ・過年度に計画書を提出した場合は、事業者控えの写しを添付すること。現年度に計画書を提出する場合は、正・副２部提出すること |
| 省エネルギー診断の結果を示す書類の写し | □ | 省エネアドバイザーによる診断報告書（２回）の写しを添付すること |
| 他の補助金（国・県）の内容がわかる書類 | （□）  該当する  場合のみ | 本補助金の対象設備で他の補助金（国・県など）を活用する場合は、申請先と申請金額が確認できる申請書や交付決定通知の写しを添付すること |
| 補助金等特例適用申請書（別記様式） | （□）  該当する  場合のみ | ・再エネ設備（太陽光発電設備・蓄電池）を設置し、特例制度を申請する場合は添付すること  ・第１号様式と同じ代表者印を押印すること |
| 申請チェックリスト | □ | 本シート含む別紙２－１～２－３（チェック済みのもの） |

（別紙２－２）

太陽光発電設備を設置し、特例制度を活用する場合は以下の要件を全て確認してください。

　【太陽光発電設備】

|  |  |
| --- | --- |
| **チェック** | 確　認　内　容 |
| □ | FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと |
| □ | 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること |
| □ | 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること |
| □ | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること |
| □ | 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること |
| □ | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと |
| □ | 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること |
| □ | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと |
| □ | ２０kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること |
| □ | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること |
| □ | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること |
| □ | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること |
| □ | 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること |
| □ | 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること |
| □ | １０kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること |
| □ | １０kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備ではないこと |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと |
| □ | 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の５０％以上とすること |

（別紙２－３）

蓄電池を設置し、特例制度を活用する場合は以下の要件を全て確認してください。

【蓄電池】

|  |  |
| --- | --- |
| **チェック** | 確　認　内　容 |
| □ | 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること |
| □ | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備ではないこと |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと |
| □ | 遠隔監視可能な通信機能を搭載していること |
| □ | 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること  （各種導入可能な機器を確認し、家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下になるものがないことを確認すること） |
| □ | 【20kWh以上】：各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電池システムであること  【20kWh未満】：以下の全てを満たすこと  ・蓄電池部（初期実効容量１．０kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること  ・初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること  ・JISC8715-2又はIEC62619の規格を満足すること  ・リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JISC4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJISC4412適用の猶予期間中は、JISC4412-1若しくはJISC4412-2の規格も可とする  ・リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること  ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること |